

# 介護支援専門員証更新・交付のための研修フローチャート

AIが質問に答えます



※研修修了では更新したことになりません。有効期間満了3か月前に県へ証交付の申請手続きをしてください。

前回の研修が ● **実務研修** ● **更新研修 B** ● **再研修**

現在の証交付以降、**実務に従事した経験**はありますか？

いいえ

**更新研修 B** (実務未経験者向け)  
(54 時間)

はい

通算した実務経験期間が…  
※ 1

下記の研修を、**必ず①→②の順番で2つ受講**してください。

①	● 6ヶ月以上あり、申込時点で <b>実務に就いている</b>	● 6ヶ月未満	● 6ヶ月以上あり、申込時点で <b>実務に就いていない</b>
	<b>専門研修課程 I</b> (57.5 時間)		<b>更新研修 A(前期)</b> (57.5 時間)
②	● 3年以上あり、申し込み時点で <b>実務に就いている</b>	● 3年未満	● 3年以上あり、申込時点で <b>実務に就いていない</b>
	<b>専門研修課程 II</b> (33.5 時間)		<b>更新研修 A(後期)</b> (33.5 時間)

前回の研修が ● **専門研修課程 II・更新研修 A(後期)**  
● **専門 I または更新 A(前期) と 専門 II または更新 A(後期)**

前回の研修が **主任更新研修で、今後主任更新研修を受講しない**

※主任研修修了後、主任更新研修受講前に証の満了日を迎える方も含む

現在の証交付以降、**実務に従事した経験**はありますか？

いいえ

**更新研修 B** (実務未経験者向け)  
(54 時間)

はい

**申し込み時点で実務**についており、かつ実務経験が通算 **3年以上**ありますか？

はい

**専門研修課程 II** (33.5 時間)

いいえ

**更新研修 A (後期)** (33.5 時間)

● **既に専門員証の有効期間が満了**

● 上記の研修では研修中に有効期間が満了する方

**再研修** (54 時間)

※再研修修了後より、証の交付申請手続きが可能

※ 1 実務経験期間とは

・現在お持ちの専門員証の交付日以降の実務経験の通算期間。

・「実務経験」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事した経験。管理者としての経験も含むが、要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合は含まない。

【研修日程や内容等】兵庫県福祉人材研修センター  
TEL 078-367-5211

【更新方法や手続き等】兵庫県 高齢政策課  
メールアドレスは右の二次元コードより

